

宅建朝から1問 宅建業法 営業保証金 宅建 R02(10月)-35-4 <<#903>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが甲県内に本店及び2つの支店を設置して宅地建物取引業を営もうとする場合、供託すべき営業保証金の合計額は1,200万円である。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 営業保証金の額【宅建★入門】

供託しなければならない営業保証金の額は、主たる事務所(本店)につき1,000万円、その他の事務所(支店)につき事務所ごとに500万円の割合による合計額です。

主たる事務所(本店)	1,000万円
その他の事務所(支店)ごとに	500万円

※ 宅建業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>